

登録速報（適用拡大）

農薬名：GPオリゼリディア箱粒剤

登録番号：第24506号

適用拡大登録日：2022年4月6日

適用拡大登録内容

- ・ 作物名「湛水直播水稻」を追加する。
- ・ 作物名「稲」を追加する。
- ・ 作物名「稲（箱育苗）」の適用病害虫名「ウンカ類」及び「ツマグロヨコバイ」の使用時期を「移植3日前～移植当日」から「緑化期～移植当日」に変更する。
- ・ 作物名「稲（箱育苗）」の使用時期「移植3日前～移植当日」の適用病害虫名に「もみ枯細菌病」、「内穎褐変病」、「白葉枯病」、「穂枯れ（ごま葉枯病菌）」、「イナゴ類」、「イネカラバエ」、「イネヒメハモグリバエ」及び「フタオビコヤガ」を追加する。
- ・ 作物名「稲（箱育苗）」の使用量に「高密度には種する場合は1kg/10a（育苗箱（30×60×3cm、使用土壌約5L）1箱当り50～100g）」を追加する。

【変更後】（変更する作物のみ抜粋）

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フルピリミンを含む農薬の総使用回数	プロベナゾールを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病 イネドロオイムシ イネミスゾウムシ ウンカ類 ツマグロヨコバイ	育苗箱 (30×60×3cm、使用土壌約5L) 1箱当り50g	緑化期～ 移植当日	1回	育苗箱の上から 均一に散布する。	3回以内 (移植時までの 処理は1回 以内、本田で は2回以内)	2回以内 (移植時までの 処理は1回以内)
	もみ枯細菌病 内穎褐変病 白葉枯病 穂枯れ（ごま葉枯病菌） ニカメイチュウ イナゴ類 イネカラバエ イネヒメハモグリバエ フタオビコヤガ		移植3日前 ～移植当日				

	いもち病 もみ枯細菌病 内穎褐変病 白葉枯病 穂枯れ（ごま葉枯病菌） ウンカ類 ツマグロヨコバイ イネドロオイムシ イネミスゾウムシ ニカメイチュウ イナゴ類 イネカラバエ イネヒメハモグリバエ フタオビコヤガ	高密度には種 する場合は 1kg/10a （育苗箱（30 ×60×3cm、 使用土壌約 5L）1箱当り 50～100g）				
稲	いもち病 イネミスゾウムシ	1 kg/10a	移植時		側条施用	3回以内 （直播では 種時又は移植 時までの処理 は1回以内、 本田では2回 以内）
湛水直播 水稻	いもち病		は種時		は種同時施薬機 を用いて土中施 用する。	3回以内 （は種時まで の処理は1回 以内、本田で は2回以内）

※当該変更に伴い、農薬登録申請書第7項、第9項を以下の通りに変更する。

7. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

(1) は種時に使用する場合は、直播栽培に使用し、専用のは種同時施薬機を用いること。

(2) 移植時に使用する場合は、次の注意事項を守ること。

- ① 専用の移植同時施薬機を用い、側条施用すること。
- ② 移植後は湛水状態（湛水深 3～5 cm）を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。
- ③ 移植後、低温が続き、苗の活着遅延が予測される場合には使用をさけること。

(3) 育苗箱へ処理する場合は、次の注意事項を守ること。

- ① 育苗箱の苗の上から所定薬量を均一に散布し、茎葉に付着した薬剤は払い落とした後、十分灌水すること。
- ② 稲苗の葉がぬれていると、薬剤が付着して薬害を生じる場合もあるので、散布直前の灌水はさけること。
- ③ 軟弱徒長苗、むれ苗、移植適期を過ぎた苗などでは薬害を生じるおそれがあるので、必ず健苗に使用すること。
- ④ 処理苗移植の本田の整地が不均整な場合は薬害が生じやすいので、代かきはていねいに行い、移植後田面が露出したりしないように注意すること。
- ⑤ 処理苗を本田に移植したのちは、そのまま湛水状態（湛水深 3～5 cm）を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。
- ⑥ 移植後、低温が続き、苗の活着遅延が予測される場合には使用をさけること。
- ⑦ 薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように処理を行うこと。
- ⑧ 育苗箱（30×60×3cm、使用土壌約 5L）1 箱当りに乾粉として 200 から 300g 程度を高密度には種する場合は、10a 当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が 1kg/10a までとなるよう、育苗箱 1 箱当りの薬量を 50 から 100g までの範囲で調整すること。

(4) 本田が砂質土壌の水田や漏水田、未熟有機物多用田の場合には使用をさけること。

(5) 本剤の処理により、軽度の初期生育遅延や葉の黄化・褐点を認めることがあるが、その後回復するので通常の管理を維持すること。

(6) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。

また、本剤を使用した苗は養魚田に移植しないこと。